委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月10日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事 ●	市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県	
3. 市区町村名	盛岡市	
4. 届出番号	20	
5. 独自利用事務の事例番 号	108-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/todokede/mynumber/dokujiriyou.html	

執行機関名 盛岡市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	乳幼児, 妊産婦, 重度心身障害者, ひとり親家庭等の親子等, 寡婦等, 中度身体障害者, 小学生又は中学生に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの(重度心身障害者医療費給付事業)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		盛岡市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第47号)第3条第1項第1号及び別表第1の2の項乳幼児, 妊産婦, 重度心身障害者, ひとり親家庭等の親子等, 寡婦等, 中度身体障害者, 小学生又は中学生に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	盛岡市乳幼児, 妊産婦及び重度心身障害者医療費給付要綱(昭和48年告示第 119号)第1
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な <u>障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る</u> とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1 この告示は、乳幼児、妊産婦及び <u>重度心身障害者</u> に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もつて乳幼児、妊産婦及び <u>重度心身障害者の福祉の増</u> 進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		盛岡市乳幼児, 妊産婦及び重度心身障害者医療費給付要綱(昭和48年告示第 119号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	盛岡市乳幼児, 妊産婦及び重度心身障害者医療費給付要綱(昭和48年告示第 119号)第3, 第4及び第5		
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者医療費に係る受給者証の交付の申請, 受給資格の変更の届出 又は医療費の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	盛岡市乳幼児, 妊産婦及び重度心身障害者医療費給付要綱(昭和48年告示第 119号)第4及び第9		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報		